

「被災者の医療・介護の負担免除」復活に際しての「私たちの見解」 ——対象者の拡大と県費の投入を宮城県に強く求める——

2014年4月1日
東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

4月1日から宮城県内の全各市町村で、医療・介護の負担（国保・後期高齢者医療の一部負担金および介護保険の利用料）の免除措置が一年ぶりに復活することになりました。いったん中止された制度が復活することは、きわめて画期的なことです。

昨年4月の免除打ち切りを前に、私たちみやぎ県民センターは、多くの仮設住宅自治会長さんや被災者のみなさんと共同して、制度継続を強く訴えてきました。署名活動、県議会要請、国への要請等を多くの団体等の協力を得ながら進め、知事との面会も求めてきました。今回の制度復活は、こうした行動が国を動かし、市町村長の決断を後押ししたと考えています。私たちは、仮設住宅自治会長さんをはじめとした被災者の声が政治に届いたことを、大いに歓迎するものです。

「健康」こそ被災者の生活再建の大前提です。被災者の健康状態が悪化し、要介護認定者が増加している中で、被災者の医療・介護の負担免除は、被災者の生存権を保障する生活支援の柱です。また、医療・介護の負担免除は、住宅と生業の再建をめざしている被災者の幸福追求権を保障し、被災地の面的復興につながるとともに、将来の医療費削減にも貢献するものであると考えています。したがって、免除措置を再開するにあたっては、一人でも多くの被災者が対象者になるようにすべきでした。

ところが、被災規模が大規模半壊以上、住民税非課税の低所得世帯等に対象者を限定したため、免除措置が再開されるのは一年前の20～25%程度にまで激減すると言われています。被災者の健康と暮らしを守る対策としてきわめて不十分であるだけでなく、負担が免除される人と免除されない人が生じることによって被災者が分断され、コミュニティの再建に支障をきたすことが懸念されています。一日も早く対象者を拡大すべきです。

従前の範囲までの免除措置復活という被災者の願いが実現しなかったのは、県内の市町村が求めた財政支援を村井県政が拒んだことが最大の原因です。岩手県は、復興基金を活用して、県と市町村が1割づつ負担して免除を継続しています。ところが村井知事は、被災者の医療・介護の免除措置再開に冷たいのではないかとマスコミに問われ、「批判をおそれずに言えば、ケアは当たり前ではなく、ありがたいと思って頂きたい」（「朝日新聞」3月10日付け）とまで言い放ちました。知事の資質が問われる由々しき発言と言わざるをえません。

今回の免除措置再開は、安倍総理の来県を機に、国が被災地の国保財政への財政補てんを拡充したことから動き出したのですが、私たちは国にさらなる財政支援を要求します。同時に、被災地の国保財政への財政補てん拡充措置が3年間続くことから、これを活用して従前の範囲まで免除措置を復活することをめざす自治体の側の努力も求められています。宮城県が自由に使えるお金は、復興基金や地域整備推進基金など約1千億円にのぼっており、単年度数十億円の予算にすぎない医療費の県1割負担は、すぐにでもできるものです。「被災者の権利」を保障する復旧・復興こそ追求されるべきであり、村井知事が県費の投入による制度の拡充に踏み切るよう、あらためて強く要求するものです。

以上